

7 杉並第 35391 号
令和 7 年 9 月 29 日

杉並社会保障推進協議会

代表幹事 浅田 正昭 様

全日本年金者組合杉並支部

副執行委員長 石塚 恵章 様

全日本建設交運一般労働組合東京都本部

執行委員長 松田 隆浩 様

杉並区長 岸本 聡子



「2025 年『高齢期の年金・保健・医療・介護・福祉・就労の充実を求める高齢期要求全都共同行動』の申し入れ」について（回答）

令和 7 年 8 月 12 日付にて提出された「杉並区に対する要求事項」について、下記のとおり回答いたします。

記

送付書類

- (1) 「杉並区に対する要求事項」に対する回答
- (2) アンケート

(連絡先) 杉並区保健福祉部管理課庶務係
担当： 櫻井
電話：03-3312-2111 内線 3072

「杉並区に対する要求事項」の回答（令和7年度）

要求事項	回答	所管課
1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する要求		
①感染動向を掌握、分析する体制を維持し、情報発信と感染対策の継続を呼びかけてください。	新型コロナウイルス感染症については、感染症法の5類（定点）に位置付けられており、東京都において、指定された医療機関（定点医療機関）からの患者の発生状況の報告に基づき発生動向を把握・分析しています。その結果は都ホームページに掲載されますが、区ホームページにもリンクを貼り、情報を提供しています。今後も引き続き発生動向に注視し、感染状況及び感染予防対策など情報提供を行っていきます。	保健予防課
②院内感染、施設内感染を防ぐため、医療、介護、障がい者施設、学童保育などの諸施設で対人ケアを含む仕事に従事する労働者には、感染症対策の留意事項を指示し、注意喚起を続けてください。	医療機関や社会福祉施設等においては、適切な院内・施設内感染防止対策を講じる中、平時から適宜巡回して助言・指導等を行います。発生報告があった場合は、再発防止のための助言・指導等を行います。また、電話等で感染症対策に関する相談にも応じています。	保健予防課 障害者施策課 介護保険課 児童青少年課
③杉並区における2020～2025年間新型コロナ感染症対策の経過と総括をまとめて下さい。そして今、コロナ後の医療機関経営が危機的な状況になっています。町の医療機関がなくなれば、住民のいのちと健康が守れません。町の医療機関を守るために国の財政支援が必要です。杉並区からも国に要請して頂くようお願いいたします。	杉並区における新型コロナウイルス感染症に係る対応記録については、日本で最初の感染者が確認された令和2年（2020年）1月から、新型コロナウイルス感染症が「5類相当」に位置付けられた令和5年（2023年）5月までの期間の取組経過をまとめ、区公式ホームページに掲載しています。 医療機関の経営状況については、昨今の物価高騰や令和6年度の診療報酬改定等により、全国的に医療機関、特に病院の経営状況が悪化していると把握しております。区としましては、令和6年度に救急医療を担う病院への診療報酬改定の改善等を国や東京都へ要望いたしました。今後も厳しい病院経営等を踏まえ、国や東京都へ要請してまいります。	危機管理対策課 健康推進課 保健予防課
2. 年金に関する要求		
①区内の国民老齢基礎年金のみの受給者数を報告して下さい。また、無年金の高齢者数を報告してください。	日本年金機構（杉並年金事務所）へ確認したところ、次のとおり回答がありました。 ○区内の老齢基礎年金のみの受給者数：18,569人（令和7年3月31日現在） ○区内の無年金者数：不明	国保年金課
②住民税非課税世帯の無年金者、低年金者に対して福祉的救済措置により高齢者特別給付金として月額3万3千円（基礎年金国庫負担相当額）を支給するよう国に意見書を上	公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的とした年金生活者支援給付金が、令和元年10月より支給されています。 また、無年金者や低年金者といった高齢者世帯に	国保年金課 杉並福祉事務所

げるとともに、実現するまで区独自に福祉的救済措置としての支給を検討してください。	対する金銭給付などの新たな仕組みの創設についても特別区長会を通じ国に要望しています。	
③「年金」自動引き下げシステムともいえる「マクロ経済スライド」による未調整分の繰越し（キャリアオーバー）が実施されています。年金引き下げは地域経済にも大きな打撃となっています。「マクロ経済スライド」を廃止するよう国に意見書を上げてください。	東京都国民年金協議会から厚生労働省に提出をした「令和 7 年度 国民年金制度及び予算に関する要望書」において、「マクロ経済スライド」と「キャリアオーバー制度」の見直しについて」として、要望を提出いたしました。	国保年金課
④年金支給を 2 ヶ月毎の後払いではなく、1 ヶ月ごとに当月支給するよう国に対して意見書を上げてください。	東京都国民年金協議会から厚生労働省に提出をした「令和 7 年度 国民年金制度及び予算に関する要望書」において、「年金を毎月支給することについて」として、要望を提出いたしました。	国保年金課
⑤現在の基礎年金が憲法 26 条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障していないことは明白です。さらに、深刻なことは数多くの無年金者が放置されていることです。全国市長会も要望しており、また、2013 年には国連の社会権規約委員会からも再勧告が出されている最低保障年金制度の早期実現を求める意見書を国に上げてください。	東京都国民年金協議会から厚生労働省に提出をした「令和 7 年度 国民年金制度及び予算に関する要望書」において、「最低年金保障制度と無年金者等の実態把握について」として、要望を提出いたしました。	国保年金課
3. マイナ保険証に関する要求		
①「マイナ保険証」は本当に使いづらいです。当面、資格確認書を国民健康保険の加入者全員に送付してください。	国民健康保険法等においては、「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に資格確認書を交付することとされておりますので、区はこれに従い対応をして行く考えです。	国保年金課
②「マイナ保険証」への一本化の中止と、現行の健康保険証の存続を求めます。	マイナンバー法改正により健康保険証の交付を終了するとされた以上、区が健康保険証の発行を続ける法的根拠は存在しません。区といたしましてはマイナ保険証の普及を図る一方、それにより難しい方への資格確認書の発行を行い、いずれにおいても確実に医療機関を受診できるよう図ってまいります。	国保年金課
4. 後期高齢者医療制度に関する要求		
①保険料の減免制度を拡充してください。均等割のさらなる軽減を求めます。	後期高齢者医療保険料の均等割については、令和 3 年度から法令に基づく軽減（本則）どおり 2 割・5 割・7 割軽減を行っており、今後もこれを継続する考えです。	国保年金課
②資格証、短期証の発行状況ならびに差し押さえ件数をお知らせください。人権を侵害するような差し押	マイナ保険証への移行に伴い、資格者証・短期証は廃止されました。差押件数については、令和 6 年度で計 18 件となっております。保険料滞納者に対す	国保年金課

さえは直ちに中止してください。	る差押については、法令上の定めに基づくものであり、負担の公平性を確保する観点から、必要に応じて行うべきものと考えております。	
③ 75 歳以上の「窓口負担 2 割化」は、受診控えによる重症化、さらには、生命の危険を増大させるものです。また、後期高齢者の窓口負担を軽減する区独自の措置をとってください。	「窓口負担 2 割化」は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づくものであり、高齢者医療制度の持続可能性のために必要なものという国の判断によるものと承知しております。また、後期高齢者医療制度は国の制度であり、その運営は都道府県単位の広域連合によるものなので、基礎的自治体が独自に軽減措置を取る等の対応には、慎重であるべきものと考えております。	国保年金課
④窓口負担無料化を提言し、杉並区としても無料制度を実施してください。当面負担を全員 1 割にするよう意見書を上げてください。	後期高齢者医療制度は国の制度でありますので、国において適切に判断されるべきものと認識しております。	
5. 保健・医療に関する要求		
①低所得高齢者が無保険者にならないために国保料（税）を引下げ、特に高齢者の実情に見合った杉並区独自の保険料負担軽減対策を継続し、充実させてください。また、国や都の財政支出を増やすように要請してください。	低所得者については、均等割額を減額する制度が存在しております。また高齢者については、65 歳以上の公的年金所得を軽減して減額判定を行うこととしています。 区は、国保制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、国や都の財政支援の強化・充実、低所得者層に対する負担軽減策への財源措置などについて、特別区長会や全国市長会を通じ要望しています。	国保年金課
②世帯の収入にかかわらず賦課される国民健康保険料の「均等割」廃止ないしは減額の意見書を国に上げてください。	均等割については、既に 2 割・5 割・7 割の軽減措置があることに加え、社会保険制度としての国民健康保険の性格上、一定程度の応益負担の観点は必要であると考えております。	国保年金課
③国民健康保険料の減免を行っている件数をお知らせください。また、コロナウイルス感染症に係る減免は何件ですか。	国民健康保険料減免の令和 6 年度実績は、278 件です。なお、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免は、令和 5 年度以降は実施しておりません。	国保年金課
④国民健康保険制度の都道府県化（広域化）は保険料の決定や減免、徴収などにおいて住民サービスの低下につながっています。「法定外繰り入れ」を削減せず、国保料の値上げを止めてください。	平成 30 年 4 月の国民健康保険制度改革により、都が国保医療費等を負担し、区は都が定めた納付金を納める仕組みとなっています。制度改革以降、都から区に対しては、一方で納付金額及び保険料水準の上昇を求められ、他方で法定外繰り入れの削減・解消を求められております。こうした中において区は、23 区統一保険料方式に基づき、法定外繰り入れも活用して、少しでも保険料の上昇を抑制できるよう努めてきたところです。今後都からの要求はさらに厳しさを増すことが予想されますが、国民健康保険制度の持続可能性と、被保険者の負担抑制とが両立できる道を探ってまいります。	国保年金課

⑤国保料（税）を払う意志があっても払えない人から保険証を取り上げず、資格証、短期証の交付は行わないでください。やむなく交付する場合は滞納者が必要な医療を受けられるよう運用してください。人間らしい生活の平穏を侵すような差し押さえは行わないでください。なお、資格証、短期証の発行状況をお知らせください。	短期証及び資格証は令和 6 年 12 月の法改正により廃止となりましたが、特別な理由もなく保険料の滞納が続いている場合は、医療機関等窓口で医療費等をいったん全額（10 割）お支払いいただく「特別療養費該当」の資格確認書等を交付しております。特別療養費該当世帯は令和 7 年 8 月 15 日現在で 130 件です。 特別療養費に相当する方には「弁明書」提出の機会を設けており、また差押についても納付相談に応じていただけない場合にこれを行っています。このような納付相談がそもそも成り立たないケースにおいては、特別療養や差押といった処分は、負担の公平性を図る観点からも必要なものと考えております。	国保年金課
⑥70 才に達した者の窓口負担 2 割を 1 割にし、75 歳以上の窓口負担をなくし、また、65 歳以上の窓口負担を軽減してください。	国民健康保険被保険者の窓口負担割合については国民健康保険法において、後期高齢者医療被保険者の窓口負担割合については高齢者の医療の確保に関する法律において、それぞれ定められておりますので、区においても法に従った対応を行ってまいります。	国保年金課
⑦大腸がん検診などすべてのがん検診費を無料化してください。あわせて、骨粗しょう症に関する講習や検診の実施状況をお知らせください。なお、大腸がん検診以外にも毎年受診できるようにしてください。	がん検診の自己負担額は、平成 25 年度に軽減を行っており、負担額は適切であると考えています。また、各がん検診の受診間隔は、国の指針に基づいて設定しており、同様に適切と考えています。 骨粗しょう症に関しては、母親学級や更年期世代の講座、女性の健康週間イベント等で啓発事業として行っています。 なお、令和 7 年度を始期とする健康医療計画には、骨粗しょう症検診について、適正な実施に向け検討を進めるとしています。	健康推進課
⑧健康診断と歯科健診の受診状況をお知らせください。	区では、40～74 歳の国民健康保険加入者を対象に「国保特定健康診査」、後期高齢者医療制度被保険者を対象に「後期高齢者健康診査」、30～39 歳で職場などの健診を受ける機会のない区民及び 40 歳以上で医療保険に加入していない区民を対象に「成人等健康診査」を実施しています。令和 6 年度の受診率は、「国保特定健康診査」が 39.3%、「後期高齢者健康診査」が 49.1%、「成人等健康診査」の 30～39 歳は 4.1%です。 歯科健診は、20 歳・25 歳・30 歳・35 歳・40 歳・45 歳・50 歳・60 歳・70 歳・76 歳の方を対象に実施し、令和 6 年度の受診率は、60 歳は 12.0%、70 歳は 13.8%、76 歳は 10.3%です。	健康推進課

6. くらしと福祉に関する要求		
①一人暮らしの高齢者と高齢者のみの世帯が増えています。高齢者の自殺、孤独死、孤立死などの実態把握と災害対策、詐欺対策、「安心おたっしや訪問」、見守りの実施状況、安否確認の進捗状況、支援策につながった件数、内訳などをお知らせください。	ご指摘の実態把握については、今後も区の関係所管や関係機関との連携を図りながら定期的を実施していきます。また、一人暮らし高齢者等が安心して生活を送ることができるよう、引き続き、緊急通報システムや安心コール、たすけあいネットワーク（地域の目）などの仕組みを活用して重層的な見守りを行っていく考えで、令和6年度の安心おたっしや訪問では、8,834人の高齢者宅をケア24職員や民生委員等が訪問して安否を確認するとともに、延べ472人を必要な支援につなげています。 さらに、詐欺や災害対策についても、令和7年度は従来の取組に加え、新たに防災行政無線による特殊詐欺被害防止の注意喚起を行うほか、全世帯に防災・防犯用品いずれか1つを無料でお届けするカタログ事業を実施しているところです。	高齢者施策課 高齢者在宅支援課 危機管理対策課
②区内における孤独死の発生状況をお知らせください。	令和6年度は男性45件、女性24件の計69件となっています。	高齢者施策課
③平成23年7月設置の「在宅医療相談調整窓口」の具体的取り組み状況を報告してください。	在宅医療相談調整窓口では、区民及び医療・介護等の関係者から在宅医療に関する相談を292件（令和6年度）受け付け、医療機関との調整を行いました。	在宅医療・生活支援センター
④「住まいは人権」をスローガンに低所得者向けに家賃補助を踏み切ったことを評価します。そのうえに、都営住宅の新規建設を東京都に要求してください。また、住み慣れた地で引き続き安心して住み続けられる住宅政策（シルバーピア、ケアハウス、グループリビング、家賃補助、民間住宅借り上げ、住宅リフォーム制度等）を拡充させてください。	都営住宅の新設等新たな住宅の建設は、様々な課題があり難しいと考えますが、建替え時にシルバーピアの設置を都へ要望しています。 高齢者の住まいについては、高齢者住宅みどりの里14団地353戸を継続設置するほか、引き続き区営住宅の1階部分を高齢者世帯向け住宅として募集しています。現在、区は居住支援協議会と連携しながら、不動産店の紹介や住宅に関する情報提供の実施、セーフティネット専用住宅への家賃低廉化補助等により、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者が低廉な家賃で入居できるように支援しています。 また、低額所得者が家賃過重や住環境の改善を図るための支援策として、今年度新たに転居費用助成を開始しました。	住宅課
⑤「社会的孤立」が社会問題化するなかで「つながり」の重要性が指摘されています。きずなサロンの充実や空き商店、空き家の活用で区内に高齢者および各世代の集える場所の増設について区として積極的にサポートしてください。きずなサロンの現状をお知らせください。	地域の方々が自主的に運営するきずなサロンは、その立ち上げや運営に関し、杉並区社会福祉協議会が地域団体等に対して支援を行う杉並社協独自の事業です。 杉並社協に確認したところ、きずなサロンは、令和7年3月31日現在で47か所とのことです。	保健福祉部 管理課

⑥シルバーパスの費用負担を軽減し、利用できる対象交通機関を増やすなどの制度の更なる改善を東京都に要請してください。	東京都が実施しているシルバーパスの費用負担については、これまで住民税が課税で前年度合計所得額が135万円を超える方の場合20,510円でしたが、令和7年10月1日より12,000円に軽減されることになりました。なお、住民税非課税もしくは前年度合計所得額が135万円以下の方は1,000円で購入できることに変わりはありません。 対象交通機関の拡大に係るご意見については、東京都の所管に伝達しました。	高齢者施策課
⑦「すぎ丸」の利用者と地域住民の要望に基づいて、有用性の向上を図ってください。	区では、これまですぎ丸の路線拡充や運行時間の見直しなど様々なご要望をいただき、検討を続けてきました。路線の拡充に関しては、バスの運転手不足の深刻化、法令（道路法車両制限令）で定める道路幅の確保が困難であること等から、具体化するの難しい状況です。しかしながら、運行時間などに関しては、すぎ丸3路線の利用状況や区民の移動需要を踏まえながら検討し、利便性の向上を図ってまいります。	交通企画担当
7. 認知症への対策に関する要求 認知症をめぐる状況は深刻の度を増しています。自治体においても、予防、早期発見、重症化防止、認知症への理解の普及などの対策が求められています。		
①ケア24に認知症の担当職員を配置するとともにサポート医との連携など、体制の強化を図ってください。	認知症施策については、今後とも各ケア24に地域包括ケア推進員を配置し、認知症サポート医等と連携・協力しながら、支援体制の充実・強化を図っていきます。	高齢者在宅支援課
②認知症への理解を広め、偏見を取り除き、本人と家族への援助や協力を強める施策をすすめてください。	令和6年度は、若年性認知症当事者をモデルとした映画「オレンジ・ランプ」上映会を開催（9月区職員対象、10月一般区民対象）のほか、区役所1階ロビーにおいて「認知症になっても展（9月）」や「認知症講演会（12月）」などを実施しています。今後とも「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症になっても希望を持って自分らしく生活することができる地域社会を築くための普及・啓発に力を入れています。	高齢者在宅支援課
③認知症サポーター養成講座その他の施策の実施状況をお知らせください。	認知症サポーター養成講座は、平成19年度の事業開始以降、令和6年度末現在までに累計37,269人が受講しています。また、認知症サポーター等がチームとなって、地域の認知症本人と家族を支援する「チームオレンジ」は令和6年度までに15チームが設置されており、令和7年度末で18チームとなるよう取り組んでいるところです。	高齢者在宅支援課

8. 介護に関する要求		
①介護保険の利用者負担及び保険料軽減措置を一層強化してください。	介護保険料については、国が示す「第一号保険料に関する見直しの成案」や介護保険事業計画のサービス見込み量等を踏まえて、適切に設定しています。 なお、規則等に基づき、月々の利用負担上限額を超えた場合は、申請による高額介護サービス費の支給や低所得世帯を対象とした利用者負担軽減措置を講じています。	介護保険課
②介護を必要としているのに介護保険サービスを利用できない人に対する対策を実施してください。	上記①のとおり、各種負担軽減措置を実施しています。	介護保険課
③要介護認定に当たっては、生活を取りまく環境をていねいに調査して、利用者の立場に立って判定するようにしてください。	今後とも要介護認定に当たっては、調査員に対して定期的な研修を実施してスキルアップを図るとともに、対象者への丁寧な聞き取りを徹底し、適正に実施していきます。	介護保険課
④特養ホーム入所待機者は、昨年度の回答では緊急性の高い待機者はいないとの回答でした。なお、地域密着型の小規模多機能特養ホームの整備の要望が高まっています。特養ホームの建設に関する事業計画の進捗状況をお知らせください。	特別養護老人ホームの整備については、令和6年度末時点での最新データを基にした需給予測において、引き続き令和12年度まで緊急性の高い入所待機者は発生しないという状況に変化がなかったため、現時点においても新規整備の計画化はしていません。今後も各年度末時点での最新データを基にした定期的な受給予測を行い、新たな整備の必要性を見定めていく考えです。	高齢者在宅支援課 高齢者施策課
⑤特養ホーム、介護老人保健施設などの利用料の負担軽減を充実させてください。	要件を満たす利用者については、申請による負担限度額認定を行い、施設の食費、一定額以上の居住費に対して保険給付を行う制度があります。また、生計困難者として区が認めた利用者については、利用者負担額と食費、居住費を軽減する制度がありますので、引き続きこれらの周知を図っていきます。	介護保険課
⑥要介護1、2の人の特例入所者は何人ですか。引き続き個別の事情を考慮して運用をお願いします。	令和7年7月末現在、特例入所対象者は32人であり、今後も個別の事情等を把握・考慮して適切に対応していきます。	高齢者在宅支援課
⑦施設サービス待機者に対する経済的救済措置の現状をお知らせください。	特別養護老人ホーム入所待機者のうち、24時間対応の夜間対応型訪問介護利用者の基本月額の一部を助成していましたが、この間の特別養護老人ホームの整備により、利用対象者そのものが減少しているため、今後の需給予測結果等により整備の必要性が認められる場合は新たな特別養護老人ホームの計画修正を図ることを前提に、令和6年度をもって廃止しました。	高齢者在宅支援課
⑧介護予防の充実が急務です。なかでも転倒防止の重要性が注目されています。運動機能・生活機能向上、健康づくり場の提供などの施策を要望します。	今後とも、介護予防・日常生活支援総合事業による短期集中予防サービス（運動器機能向上プログラム、生活行為向上プログラム等）を実施するほか、一般介護予防事業における体操教室やウォーキング講座等の実施等を通して、区民の介護予防・フレイ	介護保険課 高齢者在宅支援課 保健サービス課

	ル予防に取り組んでいきます。	
⑨ホームヘルパーなどの介護労働者の労働条件を改善し、必要人数を確保することが急務です。取り組み状況をお知らせください。「介護職員処遇改善加算」拡充の現状を具体的にお知らせください。	区では、介護人材の定着・育成支援として、介護事業者に対する健康診断等に係る助成のほか、介護職員等に対し、令和6年度からは介護支援専門員の法定研修受講料、令和7年度からは認知症介護基礎研修受講料の助成上限の拡充等を行っており、今後も必要な支援の充実に努めていきます。 また、国の介護職員処遇改善加算については、令和6年6月からの経過措置期間を経て、令和7年4月から処遇改善関係加算を「介護職員等処遇改善加算」へ一本化するとともに、加算率の引上げや配分方法の見直しが行われました。引き続き国に対し、特別区長会を通じて支援の拡充を求めていく考えです。	介護保険課
⑩要介護1・2に対する生活援助サービスの除外やサービス料金の引き上げは実施しないよう要請してください。また、区としてサービス低下を招かない取り組みを行ってください。	今後の介護保険サービスのあり方については、持続可能かつ適正な制度となるよう、国において実態に応じた議論・検討がされるべきものと考えます。 区としては、必要な人に必要なサービスを利用していただけるよう、引き続きケアプランを作成するケアマネジャー等のスキル向上を支援していきます。	介護保険課
⑪要支援1・2の予防給付が介護保険から杉並区独自事業（総合事業）に移行されています。該当者へのサービス内容を維持するように要請します。	区が実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、短期集中予防サービスを含めて必要な見直し・改善を図り、高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援していく考えです。	介護保険課 高齢者在宅支援課 保健サービス課
⑫家族介護者の負担軽減と休養ならびに交流のための支援対策の実施状況をお知らせください。	令和6年度は、介護用品の支給及びおむつ代助成を合計60,419人実施するほか、ほっと一息安心ヘルプを9,643人が利用するなど、家族介護者を支援しました。 また、介護者の会14団体への支援を区内のNPO法人に委託実施し、連絡会を年2回開催するなどの取組を行いました。	高齢者在宅支援課
⑬介護保険の住宅改修の制度を周知するとともに、介護保険非該当の人にも区独自の施策として普及してください。	引き続き、区の広報・ホームページのほか、パンフレットの配布等を通じて、制度の周知・普及を図っていきます。	介護保険課 高齢者在宅支援課

9. 地域包括支援センター（ケア 24）に関する要求		
①高齢者への支援施策が多岐にわたっており、それを効果的に実施するためには、ケア 24 の果たす役割が重要になっています。ケア 24 の体制の充実ならびに実施している施策の区民への周知の取り組み状況を教えてください。	今後とも、毎年度の事業評価を学識経験者と共に実施し、その結果を踏まえた研修を実施すること等により、ケア 24 の機能強化を図ります。 令和 6 年度から人件費に重きを置いた委託費の増額により、体制の充実を図っており、今後も必要な予算措置に努めていく考えです。また、区内 20 所のケア 24 がより有効に利用されるよう、区の広報・ホームページのほか、リーフレットやケア 24 たよりの配布などを通して、ケア 24 の周知に努めていきます。	高齢者在宅支援課
②徘徊対策への支援策を拡充してください。	今後とも、区独自の取組である「GPS を利用した位置探索システム」の普及・活用（令和 6 年度は 4 名の探索実績あり）を図り、介護者の支援に取り組んでいきます。	高齢者在宅支援課
③「物忘れ相談」の実施状況をお知らせください。	ケア 24 が受付の物忘れ相談の令和 6 年度実績は 60 件（前年度比 13 件の減）でした。	高齢者在宅支援課
10. 区立施設再編整備計画についての要求		
①「区立施設再編整備」は「区立施設マネジメント計画」として住民、利用者、区職員が協力して成果を上げるよう希望します。	「区立施設マネジメント計画」は、従前の計画策定プロセスを見直し、計画策定の前段階から住民や利用者の声を聴きながら区立施設の再編整備等を進めることとしており、引き続きワークショップ等での対話を通じて、住民や利用者と共に解決策を検討していきます。	企画課
②ゆうゆう館は高齢者の社会的活動の拠点として重要です。施設を削減せず、充実させる施策を行ってください。また、施設計画の策定においては、地域住民の参画を推進してください。	ゆうゆう館は、区立施設マネジメント計画に基づき、老朽化した周辺の区立施設を含め、地域住民や施設利用者等と施設のあり方を共に考えるワークショップを開催するとともに、対象となるゆうゆう館利用者との意見交換等を行いながら取組内容の検討を進めています。 今後も、ゆうゆう館利用者の声を丁寧に聴きながら、高齢者の多様な活動の機会や活動の場を適切に提供していきます。	高齢者施策課
③児童館は廃止せず小中高生の居場所として、また、乳幼児の親と子育て支援の場として利用者第一の観点で充実させてください。	令和 7 年 1 月に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、児童館を含む子どもの居場所について、その充実に向けた取組を実施していきます。	児童青少年課
④施設は区民全体のものであるとともに、情報化時代に区民の暮らしとコミュニケーションの場としてもかせませません。利用者の利便と有用性向上を要求します。	区民相互の交流及び活動の拡大を図ることにより、コミュニティの形成に資するため集会施設を整備しているところです。 利用者の利便と有用性向上のため、令和 6 年度には、全ての集会施設に貸出用 Wi-Fi ルーターを備えたほか、飲食規制ルールの緩和、演劇利用が可能な室場の拡充、フリースペース内の自習コーナー創出等を実現しました。 引き続き、利用者を始めとした区民の声を聴きな	地域課

	がら、集会施設の運営に努めていきます。	
⑥施設利用料の引き下げと利用時間区分の見直しを要求します。	施設利用に際しては、利用される方の利益の範囲内で、その対価として使用料をいただいています。 使用料は、使用料収入と行政サービス（施設運営など）にかかる経費との差額が区民全体の負担（税負担）となることから、定期的に検証を行い、必要に応じて改定を行う必要があります。 利用時間区分については、平成 26 年度に利用機会の拡大や利用者負担軽減を図る観点から、区民の皆様のご意見も踏まえ改定したものです。 なお、使用料については、区政経営改革推進計画に基づき、直近の決算数値に基づく検証結果や他自治体における取組等を踏まえた検討の結果、現下の物価高騰等の社会状況を踏まえ、現行使用料を据え置くこととし、令和 8 年度以降の見直しに向けて、引き続き検討を行うこととしました。 また、コミュニティふらっとの高齢者団体優先枠等の見直しにあわせて、高齢者の健康増進や子供の体力向上等を図るため、高齢者及び子どもの体育施設使用料に係る減免措置を拡充することとしました。	財政課
11. 雇用、就労対策に関する要求		
①高齢者への就労支援の必要性が高まっています。「高齢者事業団」に関する施策などの状況をお知らせください。	公益社団法人杉並区シルバー人材センターに対しては、補助金の交付をはじめとする必要な支援を行っており、同センターの取組状況等は区公式ホームページや広報紙のほか、同センターのホームページで公表しています。	高齢者施策課
②高齢者雇用促進に努力している団体に対しては、2015 年度 3 月に定めた「随意契約の指針」に基づいて運用していると思いますが、実行状況をお知らせください。	杉並区シルバー人材センターに対しては、教育委員会事務局による「通学案内交通指導業務」や「学校施設管理業務」、都市整備部管理課による「自転車駐車場管理業務」などについて、毎年度継続的に発注しています。	高齢者施策課
③2020 年 6 月に杉並区公契約条例が公布されました。施行に係る諸課題についての公契約審議会等における検討状況をお知らせください。	杉並区公契約条例については、令和 2 年 3 月 16 日に公布し、同年 8 月 1 日より施行しました。 令和 3 年度から労働報酬下限額の適用を実施しており、令和 7 年度における労働報酬下限額については、公契約審議会の答申を受け、令和 7 年 3 月 3 日に告示を行いました。 この間、事業者からは労働報酬下限額以上の賃金支払いについて報告を受けています。 今年度も令和 8 年度の労働報酬下限額を定めることについて公契約審議会に諮問し、現在ご審議いただいているところです。	経理課

④杉並区就労支援センターの現状をお知らせください。区および区の関連事業で働くパート、アルバイトなどの時給を当面1,500円以上にしてください。	杉並区就労支援センターでは、利用者の個々の状況に応じたキャリアカウンセラーによる就労準備相談・職業紹介や就労支援セミナーを実施するとともに、ハローワーク新宿による職業相談や職業紹介を一体的に実施しています。 また、働きたいけど不安がある方、働き続けることに不安がある方などには、室内・事業所プログラムやワークルームで実際の職場と同じような仕事を体験することを通じ、仕事の基本的な取り組み方や苦手な場面の解決方法など、働く自信をつける訓練を実施しています。 近年、シニア層の利用者が増加していることから、シニア層を対象とした就労準備セミナーを開催するなど、利用者層を意識したサービスを充実させ、就労に繋げていきます。 最低賃金については、厚生労働省の所管となっていますが、モニタリングなどを通して、最低賃金法に基づき法令順守に努めています。	産業振興センター
12. その他の要求		
①地域経済にも重大な影響をもたらすといわれている消費税引き下げ、当面5%に戻すように国に申し入れてください。	社会保障への負担を将来世代に先送りすることなく現在の制度を次世代に引き継ぎ、さらに制度を拡充し「全世代型」に転換するうえで、安定財源の確保は不可欠です。こうしたことを背景に消費税の引き上げが行われ、併せて家計への影響を緩和する目的で軽減税率が導入されたものと認識しています。 消費税の引き下げについては、経済状況を踏まえて、国において議論されるものであると考えることから、現時点で区から国に対して申し入れを行う考えはございません。	課税課
②福島原発の汚染水は発生し続けており、これを海に放出しています。杉並区としても放射線量測定を従来通り今後も定期的に行い、データを公表し食の安全、安心の監視活動を継続してください。	区では定点3か所（区役所前等）において年4回空間放射線量率の測定を行っています。 また、区立学校、保育園等の給食食材については、生活衛生課分室においてゲルマニウム半導体検出器による放射性物質測定を実施しています。今までに基準を超えたものはありません。 各測定結果は、区公式ホームページ等で公表しています。	環境課 保育課 学務課 生活衛生課
③原発の「安全神話」は完全に崩れ、また、原発抜きでも電力は足りています。「原発は再稼働するな」という意見書を国に出してください。	国は令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」において、2050年カーボンニュートラル、2030年の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指した新たな削減目標の実現に向けて、再生可能エネルギーを主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組むとしています。また、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していく方針である旨、認識しています。	環境課

④PFAS による水質汚染が問題になっています。杉並区の現状報告をお願いします。	区では、都環境局が行う地下水調査に協力し、区内の地下水の PFOS 及び PFOA による汚染状況を把握しているところです。都環境局の調査では、PFOS 及び PFOA が調査項目に加わった令和 3 年度から 6 年度まで、区内において PFOS 及び PFOA の暫定指針値を超過して検出された地点はありません。 また、都水道局が令和 4 年度から 6 年度に杉並浄水所内に設置している井戸の水質検査を行ったところ、PFOS 等の検出を確認しています。この井戸は、平成 28 年 12 月に大腸菌が検出されたため取水を停止しており、現在も水道水に使用されていません。 水道水については、PFOS、PFOA が国の定める暫定目標値を超えることがないように、水道事業者等による管理が徹底されています。	環境課 生活衛生課
⑤地震等大規模災害対策に対する都の防災計画を踏まえ、区の独自の対策を具体的に明らかにしてください。以下の項目の対策については 2024 年度の実施状況をお知らせください。	④（木造密集地域の建物の耐震化、不燃化の促進） 耐震化：木造住宅等の耐震診断助成 106 件、耐震改修等助成 25 件を実施 不燃化：建築物不燃化助成 32 件、不燃化特区助成 55 件（老朽除却 34 件、建替え促進 21 件）を実施 （感震ブレーカー設置の促進） 特例対象（無料）：916 台、一般対象（有料）：168 台、合計：1084 台、累計：7276 台を設置	市街地整備課 防災課
④ 木造密集地域の建物の耐震化、不燃化の促進、感震ブレーカー設置の促進	⑤（狭あい道路の拡張） 拡張整備延長 5,495m / 拡張面積 2,616 m²	狭あい道路 整備課
② 狭あい道路の拡張	⑥（災害時要配慮者支援対策） ○地域のたすけあいネットワーク（地域の手） （新規登録者数 1,432 人） ○福祉救護所の整備（新規指定施設 3 か所）	保健福祉部 管理課
③ 災害時要援護者支援対策	⑦（災害時医療救護対策） ○杉並区・病院等関係機関と連携した緊急医療救護所の医療救護訓練の実施 令和 6 年度は、11 月 30 日に杏林大学医学部付属杉並病院、清川病院で医療救護訓練を実施しました。	健康推進課
③ 災害時医療救護対策	⑧（自治体間連携の推進） ○自治体間連携訓練の実施 令和 6 年 10 月に、衛星通信回線を使用した連携訓練を、スクラム自治体間（全 9 自治体）で実施しました。	防災課
⑤ 自治体間連携の推進	○自治体スクラム支援会議担当者会議の開催 令和 6 年 11 月に、スクラム自治体間（全 9 自治体）でオンラインによる担当者会議を開催し、連携訓練の実施報告や次年度の取り組みについて共有を図りました。	防災課

令和 7 年 月 日作成